

石川労働局発表
平成27年10月30日(金)

〔照会先〕

石川労働局労働基準部

担当 健康安全課長 西坂 正彦
地方産業安全専門官 小正 剛

連絡先 076-265-4424

FAX 076-265-4431

冬季無災害運動を推進します

～路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう～

石川労働局(局長 中島 理章)では、平成27年12月1日から平成28年2月29日までを運動期間として、「冬季無災害運動」を展開します。

毎年12月から2月にかけては、凍結等による転倒災害が多く発生しており、労働災害が発生しやすい環境下であることから、当期間における一層の労働災害防止対策の実施に向け、事業者による自主的な災害防止活動の展開を呼び掛けます。

また、本年1月から12月まで「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を展開しており、本運動も転倒災害防止を重点に行なうものとなっています。

なお当該運動は、平成25年から、石川、福井、富山、新潟の4つの労働局合同で実施しており、今後、周知啓発用のポスター(作成中)を事業場などへ配付します。

記

- 1 運動期間 平成27年12月1日 ～ 平成28年2月29日
- 2 運動期間等において労働局が実施する事項
 - ① 4労働局合同の周知啓発用ポスターの作成・配布(11月下旬予定)
 - ② 石川県内の転倒災害防止のポイントについて資料を配布
- 3 資料
 - 石川県内の冬季凍結による転倒災害発生のポイントについて(別添1)

石川県内の冬季凍結による転倒災害発生のポイントについて

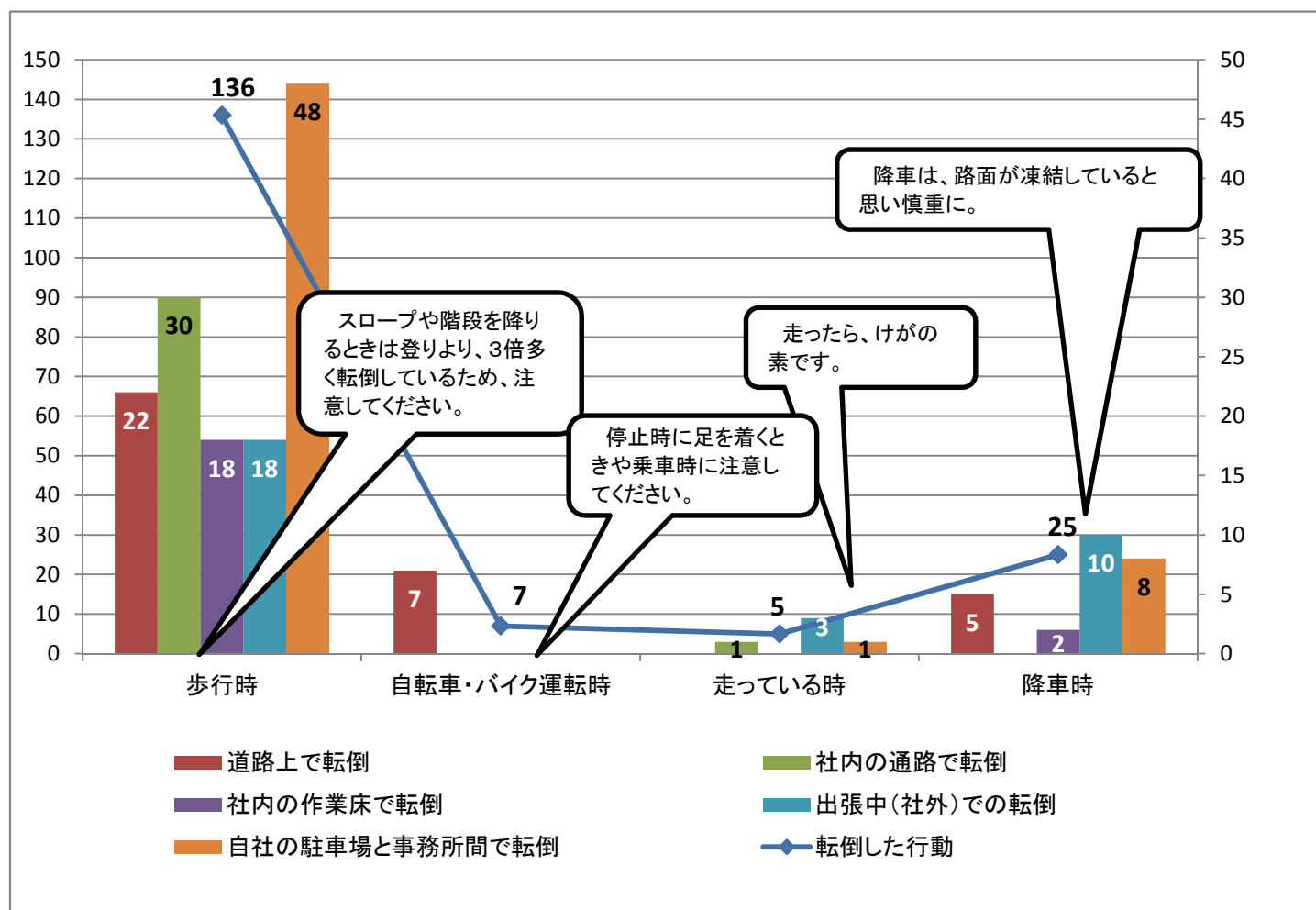
(出典：平成23年度から平成26年度(各年度12月から2月までの3月間)に提出された労働者死傷病報告のうち凍結等による転倒による173件)

石川県内で発生している休業4日以上労働災害で、転倒災害は全体の約25%を占めております。このうち、冬季に積雪や路面凍結のより転倒し負傷する割合は、約3割に上ります。また、こうした転倒災害の多くは、手首や肘等を骨折し、療養にも多くの日数を要することとなります。

1 転倒場所・行動別発生状況

歩行中に凍結等により多くの労働者が転倒しており、中でも、自社の駐車場と事務所等を移動中に転倒する災害が多く発生しています。次いで、自社の通路(屋外)を歩行中に転倒、荷物の配達中等に道路で転倒、作業中に作業床の凍結により転倒、取引先の駐車場など自社敷地外で転倒したものとなっております。

また、自動車・トラック等から降車したとき、降車直後にも多くの転倒災害が発生しています。



ほかにも、注意が必要です。

◎歩行時・・・動作として、進行方向を変えるとき、荷物を持っている時には凍結によりバランスを崩しやすいので要注意。環境として、融雪装置の溜り水や軒下は凍結しやすいので注意してください。また、日中溶けた雪や氷が夕方になり、凍結して転倒する災害も発生しています。

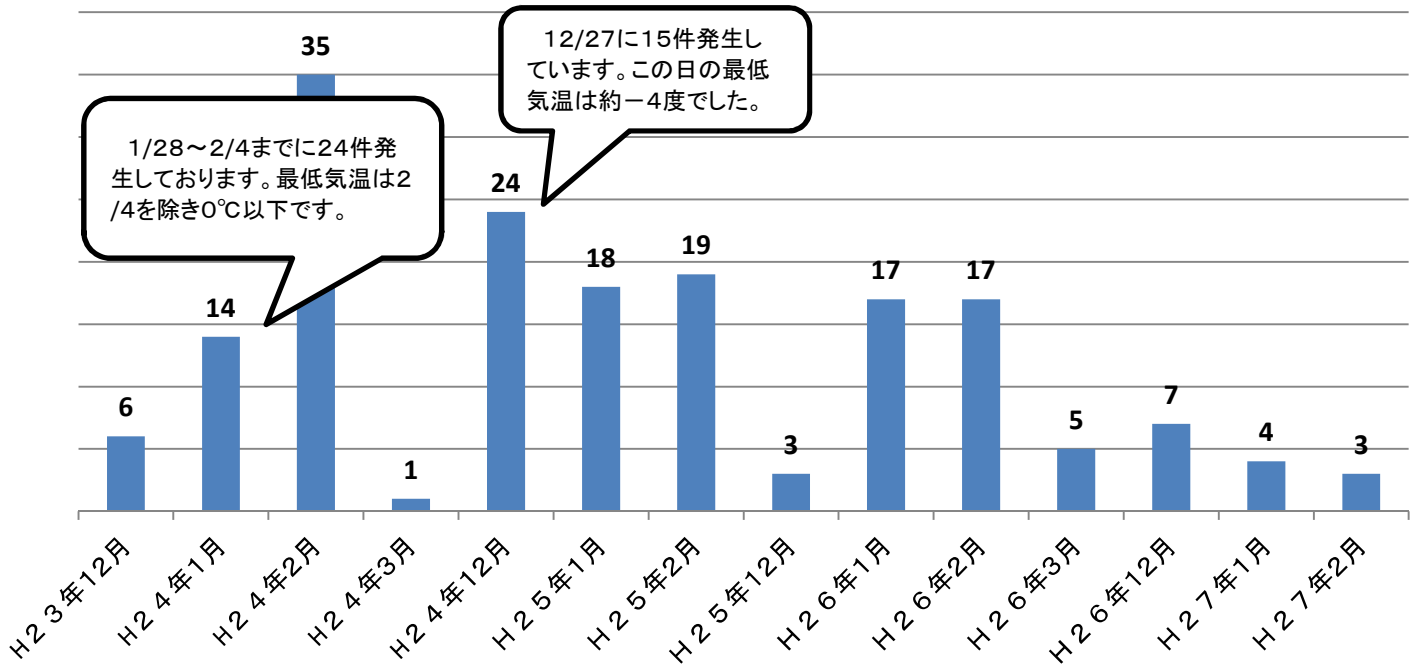
◎降車時・・・コンビニやサービスエリアでトイレ休憩を取る時に発生するケースもあります。トイレ休憩は早めにとってください。

※氷や圧雪の表面に水の膜が張っている時などに、水と氷が混在している場合にも注意が必要です。

※駐車場には要注意。特に「わだち」は圧雪やタイヤによる摩擦熱により水の膜ができて滑りやすくなります。

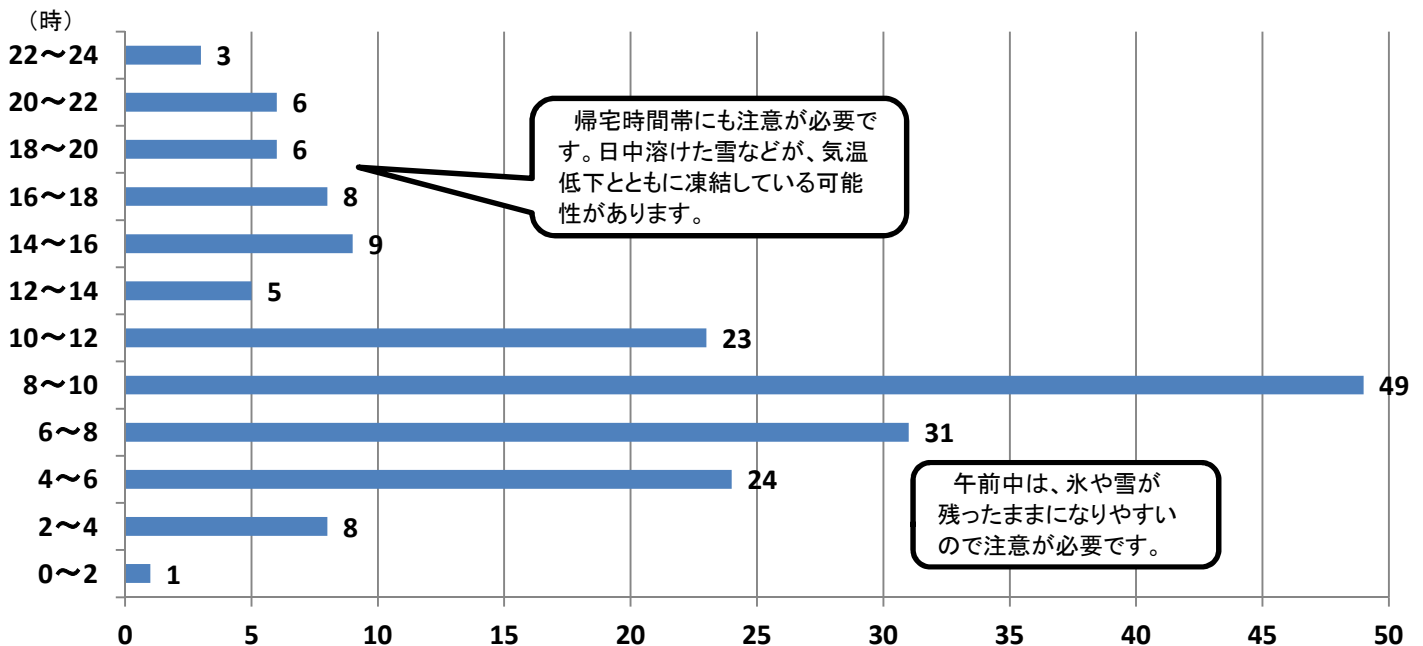
2 月別発生状況

凍結による転倒災害は、寒波により、冷え込みが厳しい日、厳しい冷え込みが数日続いたときに多発します。また、複数の転倒災害が発生する、前日の夜や当日の朝は天気の良い傾向(放射冷却現象)にあります。



3 時間別発生状況

2~6時の時間帯は、新聞販売業で多く転倒災害が発生しています。また、通勤時間帯である6~10時の時間帯にも集中し、自社駐車場で転倒したり、駐車場から事務所等へ向かう途中に転倒する災害が37件発生しています。また、出張中の屋外で転倒する災害が10件発生しています。



凍結等による転倒防止対策のポイントについて

凍結による転倒災害防止は、労使が一丸となって取り組むことが、一番重要です。

ポイント1:事業者(会社)が行う対策

- スロープや階段で多く転倒しているため手すりやヒートマットを設けてください。
また、溜り水の凍結防止のため事業場内の傷んだ通路等の修繕を行ってください。
- 冬季(特に初期)については、天気予報に注意し、寒波が予想される場合にはその旨を労働者に周知するようにしてください。特に気温が5℃以下であり、積雪が少しでもあるときは、より一層注意喚起を図ってください。
- 出勤時間には余裕を持たせ、また、天候の急変等でやむを得ず出勤時間に間に合わないときでも労働者に転倒災害に通じるあせりが生じないような配慮をしてください。
- 早めに駐車場及び駐車場から事業場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布などを行ってください。
さらに、凍結等により特に危険のある箇所には転倒防止用マット等を敷いてください。
また、段差、側溝等が積雪により隠れるおそれがある場合は、ポール等の標識の設置により注意喚起を図ってください。
- 構内における労働者がよく利用する屋外(半屋外)通路を優先的に除雪し、出入り口については転倒防止用マット等を敷いてください。なお、融雪のための散水を行う場合は水はけに注意してください。
- 早めに事業場内を点検し、特に凍結して滑りやすい箇所、除雪が困難で通行が難しい箇所など危険な場所を特定し、これを周知してください。(構内安全マップ等の作成)
- やむを得ず屋外で作業を行わせる場合は、労働者にヘルメットや膝、肘パット等を着用させてください。

ポイント2:労働者が行う対策

- 凍った路面を歩くときはゴム長靴等滑りにくい靴や携帯用かんじきを着用するとともに、歩幅を普段より狭くし、足の裏をつけた「すり足」でゆっくり歩いてください。また、自動車通勤者や営業職は革靴等滑りやすい靴を履いて転倒しているケースがあるため、防滑機能が付いたものを着用してください。
- スロープや階段に手すりがある場合は、必ず使用してください。
- 日頃から運動を心がけ、身体能力の維持向上に努めてください。特に50歳以上の高年齢労働者は、心身能力と行動に大きな不一致を生じる場合があり、身体機能の低下を防ぐための運動に努めてください。
- 接客や荷物の積卸し等、屋外で作業を行う際は、あせらずゆっくりと行動することを心がけてください。
また、事業者からのヘルメット等の着用の指示に従ってください。
- 出張時など、トイレ等の休憩は早めにとってください。

ポイント3:凍結等による転倒災害防止チェックリスト

事業場の実態に応じたチェックリストを作成して、自主点検しましょう。点検の結果、未実施の場合は早急に対策しましょう。

(作成例)

項目	はい	いいえ
(1) 安全衛生委員会等において、凍結等による転倒労働災害防止対策について審議し、対策をとっていますか		
(2) 気象情報を迅速に把握し、凍結等が予想される場合対応できる連絡体制を構築していますか		
(3) 滑りにくい履物や「携帯用かんじき」を着用させていますか		
(4) 通路や作業床について、「ヒートマット」など滑り止め措置をしていますか		
(5) 労働者からの聴き取り等により、危険箇所マップ等を作成していますか		
(6) 労働者に対し安全教育や運動指導を行っていますか		